

議案第 6 1 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の8第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)

の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「受ける者であって、」を「受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この

項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」に、「控除対象扶養親族」を「控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条の4第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の5第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に、「記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を「記載がある場合」に改める。

附則第27条を削る。

(境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 境港市税条例等の一部を改正する条例(令和3年境港市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち境港市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」」を「「扶養親族(」を「扶養親族

(年齢16歳未満の者又は)に、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。

附則第2条中「第1条の規定による改正後の市税条例及び第2条の規定による改正後の一部改正条例(附則第6条の改正規定を除く。)」を「第1条の規定による改正後の市税条例第24条第2項及び第36条の3の3並びに第2条の規定による改正後の一部改正条例附則第5条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号。以下「市税条例」という。)第33条第4項及び第6項の改正規定、同条例第34条の8第1項及び第2項の改正規定並びに同条例第36条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに第2条中境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)附則第16条の3第2項の改正規定、同条例附則第19条の4第4項の改正規定並びに同条例附則第19条の5第4項の改正規定及び同条第6項の改正規定並びに第3条中境港市税条例等の一部を改正する条例(令和3年境港市条例第23号)附則第2条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中市税条例第18条の4の改正規定並びに次条の規定 令和6年4月1日
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例第18条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、令和5年1月1日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第

1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

主 な 内 容

- 1 証明書等の記載事項の特例措置（第1条中第18条の4関係）
手数料の納付対象となる納税証明書等に、DV被害者等を保護するための措置として、住所に代わる事項を記載する措置を講じたものの交付を含めることとする。
- 2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し（第1条中第33条及び第34条の8、第2条中附則第16条の3、附則第19条の4及び附則第19条の5関係）
上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、所得税と住民税で異なった課税方式の選択が可能であったが、公平性の観点から、住民税の課税方式について、確定申告書に記載の課税方式と同じ方式とする。
- 3 個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項の見直し（第1条中第36条の3の2、第36条の3の3及び第3条中第1条関係）
給与所得者の扶養親族等申告書について、納税義務者と生計を一にする配偶者（合計所得金額が133万円以下）の氏名を加える。
また、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき者として、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者氏名を追加する。
- 4 住宅借入金等特別控除の延長（第2条中附則第7条の3の2及び附則第27条関係）
住宅借入金等特別控除の適用期限を令和20年度まで5年間延長する。
- 5 施行期日
令和5年1月1日
1については、令和6年4月1日
2については、令和6年1月1日

議案第 6 2 号

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員の育児休業等に関する条例（平成4年境港市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア中「（以下「1歳6か月到達日」という。）」を「（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の3第2項の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第1項第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同項第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合にあって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて非常勤職員に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第1項第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあって

は、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3第2項中「次の各号のいずれにも該当する場合」を「1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第2項に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の3第3号」を「第2条の3第1項第3号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「満了後に非常勤職員として引き続き」を「満了後引き続いて非常勤職員に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条

を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の境港市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(参 考)

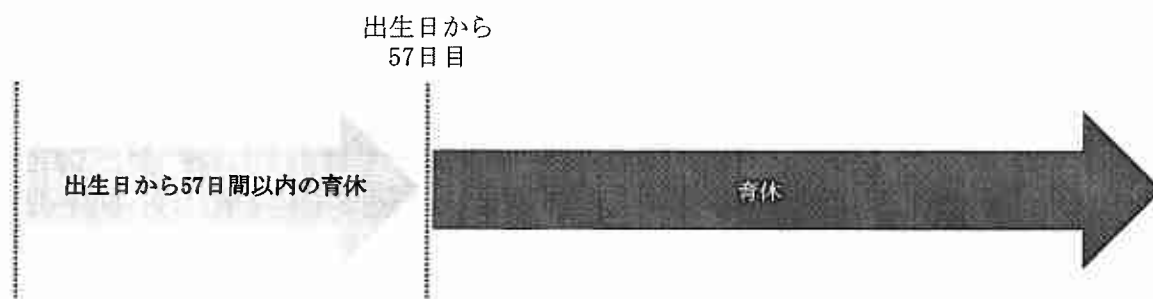
主 な 内 容

1 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等（第2条及び第2条の3関係）

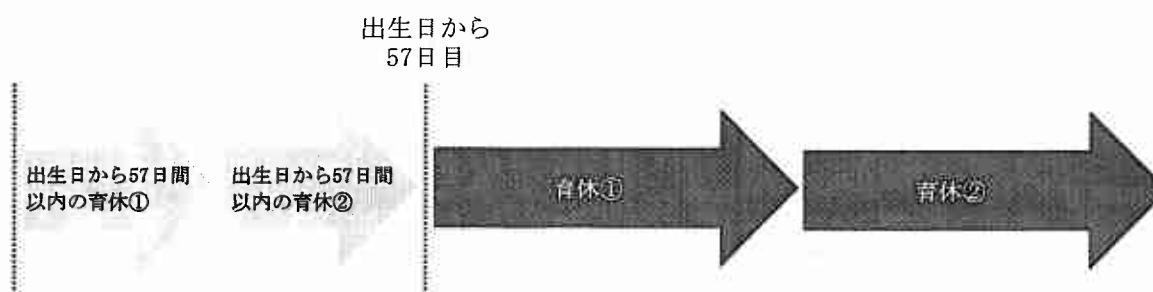
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）等が改正されたことを踏まえ、非常勤職員の育児休業の取扱いについて次の事項に係る改正を行う。

（1）育児休業の取得回数について、常勤職員と同様の回数とする。（常勤職員は法の改正により適用）

【改正前（原則1回、出生日から57日間以内の育児休業1回）】



【改正後（原則2回、出生日から57日間以内の育児休業2回）】



（2）子の出生日から57日間以内に育児休業をしようとする場合の任期に係る要件を緩和する。

【改正前】子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了することが明らかでないこと

【改正後】子の出生日から起算して57日間と6月を経過する日までに、その任期が満了することが明らかでないこと

（3）子が1歳到達日以降、2歳に達する日までの期間における育児休業について、配偶者と交代しての取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。

2 施行期日

令和4年10月1日

議案第 6 3 号

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「当該出産の日後8週間」を「当該出産の日以後1年」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 職員の育児参加のための休暇対象期間の拡大（第16条の2 関係）
人事院規則の改正を踏まえ、育児参加のための休暇の対象期間を、出産の日以後1年を経過する日までに拡大する。

- 2 施行期日
令和4年10月1日

議案第 6 4 号

境港市職員の福祉制度に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の福祉制度に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市職員の福祉制度に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員の福祉制度に関する条例（昭和36年境港市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「適用を受ける職員をいう。」を「適用を受ける職員をいう。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員、同法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された職員、同法第28条の5第1項の規定に基づき採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定に基づき採用された職員を除く。」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 職員互助会に加入する職員の規定の整理（第2条関係）

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の改正により、令和4年10月1日から新たに同法の適用を受けることとなる短時間勤務職員（会計年度任用職員第1号職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員）については、（一財）鳥取県市町村職員互助会の取扱いに合わせ、職員互助会の加入対象外とするほか所要の整理を行う。

2 施行期日

令和4年10月1日

議案第 65 号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「規定に基づく長期優良住宅建築等計画」を「規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に改める。

別表第3第2項を次のように改める。

2 住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画

区分		金額
(1) 確認書の添付がない 長期優良住宅建築等 計画若しくは長期優 良住宅維持保全計 画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	72,000円
	一戸建て以外の住宅	147,000円
(2) 確認書の添付がある 長期優良住宅建築等 計画若しくは長期優 良住宅維持保全計 画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	17,000円
	一戸建て以外の住宅	31,000円
(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項 （同法第8条第2項の規定において準用する場合を含 む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよ うに申出があった長期優良住宅建築等計画の認定又は変 更認定		(1) 又は (2) に定める額に、別 表第2で定める金 額に相当する額を 加算した額
(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項 の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良 住宅建築等計画の変更の認定		3,000円
(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定 に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持 保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認		3,000円

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 既存住宅の長期優良住宅認定事務手数料の追加等（第2条及び別表第3関係）
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅についても、長期優良住宅維持保全計画の作成により長期優良住宅認定を受けることが可能となったため、当該計画による認定事務手数料を追加する等の改正を行う。

- 2 施行期日
令和4年10月1日

議案第 66 号

境港市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について

境港市公共下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市公共下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）の規定に基づき、本市の公共下水道事業の設置及び経営の基本に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、境港市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の施設及び区域は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設 市が下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める管渠^{きよ}、ポンプ場及び処理場

(2) 区域 前号の事業計画に定める区域

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 有価証券の受入れ及び払出しに関する事務
- (4) 有価証券の保管に関する事務
- (5) 支出負担行為の確認に関する事務
(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領であって、その金額又はその目的物の価格が10万円以上であるもの
- (2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定であって、当該決定に係る金額が100万円を超えるものであるもの
(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度の4月1日から9月30日までの下水道事業の業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの下水道事業の業務の状況を説明する書類を5月31日までに、それぞれ作成しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び下水道事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 下水道事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の書類を作成することができなかつたときは、市長は、できるだけ速やかに、当該書類を作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(境港市特別会計条例の一部改正)
- 2 境港市特別会計条例(昭和39年境港市条例第13号)の一部を次のように改正する。
第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。
(境港市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際、下水道事業費特別会計に属する財産及び債務は、境港市公

共下水道事業会計に帰属するものとする。

(参 考)

主 な 内 容

1 下水道事業の設置及び財務規定等の適用（第2条及び第3条関係）

令和5年度から本市下水道事業を公営企業会計へ移行させるため、地方公営企業法（以下「法」という。）等に基づき、下水道事業を設置する。法の適用については、法の全部を適用する全部適用と、財務規定等のみを適用する一部適用の2種類があり、本市では一部適用とすることを規定する。

2 会計事務の処理（第7条関係）

財務規定等のみを適用する一部適用の場合は、出納その他の会計事務を会計管理者に行わせることが可能であることから、当該会計事務を会計管理者が行うことを規定する。

3 下水道事業費特別会計の廃止（附則第2項及び附則第3項関係）

下水道事業の公営企業会計移行に伴い、下水道事業費特別会計を廃止する。

4 施行期日

令和5年4月1日